

[事案 2025-63] 入院給付金支払等請求

・令和 8 年 2 月 2 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2025-61] [事案 2025-62] [事案 2025-64] [事案 2025-65] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院一時金等が支払われなかったことを不服として、入院一時金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 5 月に大腸内視鏡検査のため入院したため、令和 6 年 3 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 令和 6 年 5 月に受診した医師により、大腸ポリープと診断され、入院および手術をすると説明を受けた。
- (2) 保険会社は、給付金累計額が著しく過大との理由で本契約を解除したが、何をもって著しく過大であると判断されたのか、その明確な根拠や基準は一切提示されておらず、非常に不透明である。
- (3) 重大事由の発生日を令和 6 年 3 月とするのであれば、その日以降に支払った保険料は、全額返金されるべきである。
- (4) 初診時に大腸ポリープと診断され、入院および短期滞在手術が確定していた。医師により入院が決定されたにもかかわらず、給付金が否認されたことには納得がいかない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 支払確認の結果、申立人が入院した病院の担当医は、本入院について、入院は申立人の希望であること、入院の必要性がない旨を回答するとともに、申立人は、入院給付金目的で当院を受診している、申立人の居住地と離れた当院を受診するのは不自然である、と述べていた。
- (2) 支払査定時照会制度に基づく照会の結果、給付金等は一般的に想定される入院費用に比較して過大であると判断した。
- (3) 当社との信頼関係を損ねる一連の行為は、約款に定める「他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合」に該当するものと判断し、重大事由による契約解除を決定した。重大事由解除発生日以降に生じた事由については、給付金等の支払対象とは認められず、本入院に対する給付金は不払とした。
- (4) 当社が、本契約を解除した日は、申立人に解除を通知した日である。本契約は、解除日まで有効であり、その日までには保険料の支払いが必要となる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認

するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、多重契約の経緯および必要性、契約者・被保険者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴および給付の妥当性、入院に至った経過等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、各保険契約の募集担当者、あるいは第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。